

# 会計認識における測定可能性優先観の後退

—— FASB/IASB 収益認識プロジェクトにおける議論を中心として ——

海老原 諭

## 1. はじめに

米国財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board; 以下、「FASB」という)は、1978年に公表した概念フレームワーク第1号「営利企業の財務報告の基本目的」<sup>(1)</sup>(以下、「SFAC 1」という)において、現金主義会計と比べて発生主義会計の方が企業業績について優れた指標を提供すると述べており、この考え方は国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board; 以下、「IASB」という)との共同審議を経て2010年に公表された概念フレームワーク第8号においても踏襲されている<sup>(3)</sup>。発生主義会計は、SFAC 1において「企業によって現金が受領されまたは支払われる期間だけではなく、取引その他の事象および環境要因の発生する期間において、企業の現金に影響を及ぼす当該取引その他の事象および環境要因の財務的影響を記録するもの」<sup>(4)</sup>として定義されているが、ここにおいて企業が主体的に行う取引と市場価格の変化のような環境要因との優先劣後関係は明らかにされていない。

FASBは1990年代以降、公正価値こそが目的適合性を有する情報を提供するとして、公正価値による測定を義務づけるかまたは容認する会計基準を次々と公表してきた。公正価値は市場参加者の立場を前提として見積もられる1つの評価額であり、その見積もりに際して財務報告を行う企業のおかれている独自の状況を評価額に折り込むことは原則として認められない。公正価値による測定が行われる場合、企業自身が実際に活動していることは必ずしも求められないのである。現実的な仮定ではないかもしれないが、かりにこのような財務報告を行う企業とは無関係に決定される金額を逐一財務諸表に反映させなければならないとすれば、企業の活動は財務諸表上の認識および測定に際してどのような意味をもちうるのであろうか。

本論文は、FASBとIASBが共同で企業の活動実態の財務報告への反映のあり方について議論した収益認識プロジェクトを題材として、公正価値を利用した会計基準の限界を主に収益認識のタイミングの観点から検討しようとするものである。この収益認識の問題は2002年にFASBとIASBが会計基準のコンバージェンスに係るプロジェクトを立ち上げた当初から検討が続けられてきた。収益認識プロジェクトの立ち上げ後、2006年には公正価値測定に係る包括基準である財務会計基準ステートメント第157号「公正価値測定」<sup>(5)</sup>(以下、「SFAS 157」という)が公表され、また収益認識プロジェクトと併行してすすめられてきた概念フレームワークプロジェクトにおいても測定の問題が議論された。収益認識プロジェクトからはこの2013年末に最終の会計基準が公表される予定であり<sup>(注)</sup>、このプロジェクトにおける議論の過程を振り返るこ

とは、IASB とのコンバージェンス過程のなかで生じた公正価値の利用に対する意識の変化をみるうえで重要な示唆を与えるものと考えられる。

（注） 本論文の投稿後、最終基準の公表は2014年第1四半期にまで再延長されている。

## 2. 公正価値測定重視型会計基準の根拠

米国会計基準において公正価値測定が重視されるようになったのは1990年代以降のことである。それ以前の期間に公表された会計基準においても公正価値測定は利用されていたが、それはあくまでも取得原価を直接測定できない場合の代替手段または取得原価を複数の異なる資産に配分する際の配賦基準として利用されるにすぎなかった。これに対して、1990年代以降は公正価値測定に対して新たな役割が与えられた。それは企業の財務諸表上明らかにされていなかった「隠された」<sup>(6)</sup>実態を表面化することである。

1991年に公表された財務会計基準ステートメント第107号「金融商品の公正価値に関する開示」<sup>(7)</sup>（以下、「SFAS 107」という）は、公正価値測定に対してこのような役割を期待して公表されたはじめての会計基準である。米国では1980年代以降、貯蓄貸付組合の倒産が相次いでいたが、この問題が議論される過程において貯蓄貸付組合の財政状態の悪化が適時に財務諸表上開示されていなかったことが問題視されたのである。<sup>(8)</sup> 当時は、金融商品の期末評価に償却原価法が適用されており、決算時における実勢価格を財務諸表上で知る術もなかった。この問題に対する当初のFASBの対応は場当たりのものであり、早急に包括的な対応をとることが求められた。<sup>(9)</sup> FASBは1986年に金融商品の会計に関する包括的なプロジェクトに着手しており、SFAS 107はその一環として公表されたものである。

SFAS 107は、企業に対して保有する金融商品の公正価値ならびにその見積もりに際して採用した方法および重要な仮定について開示することを義務づけた。<sup>(10)</sup> SFAS 107では、金融商品の公正価値情報の有用性が次のように説明されている。すなわち、投資者および債権者は企業から受け取ることのできる将来キャッシュ・フローに関する重要な情報源として企業に流入する将来のネットキャッシュ・インフローの金額、タイミングおよび不確実性に関心を有しており、公正価値は将来のネット・キャッシュ・フローの割引現在価値に関する市場の評価を表現するものであるから、投資者が将来の予想を行う際にも過去の予想を確認または修正する際にも役立つというのである。<sup>(11)</sup>

SFAS 107では、企業に対して従来の原価ベースの情報に加え、公正価値情報を追加で開示させることを義務づけた。金融商品の帳簿価額を公正価値に置き換えることが行われなかったのは、公正価値の変動差額を直接損益に反映させることに対する懸念が市中から寄せられたためである。それは、金融商品に係る公正価値の変動差額はその時点で金融商品を決済したと仮定した場合にはじめて金額が確定するいわば期待利得または期待損失であり、長期保有目的の金融商品についてこのような金額を計上することの妥当性には疑問があるとするものであった。<sup>(12)</sup>

かかる市中からの懸念にもかかわらず、その後、公正価値測定が使用される場面は徐々に拡大していく。1993年に公表された財務会計基準ステートメント第115号「負債証券および持分証券に対する特定の投資に関する会計<sup>(13)</sup>」では、企業が保有する金融商品をその保有目的に応じて3種に分類し、満期保有目的債券を除く金融商品については帳簿価額をその公正価値で評価することとし、そのうちトレーディング目的で保有するものについてはその変動差額を稼得損益(earnings)として処理することが求められた<sup>(14)</sup>。また、1998年に公表された財務会計基準ステートメント第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動の会計」<sup>(15)</sup>(以下、「SFAS 133」という)でも、企業が保有するすべてのデリバティブ商品を公正価値で測定することが求められ、その変動差額の処理はデリバティブ商品の保有目的に応じて処理されることとなった<sup>(16)</sup>。FASBにおける金融商品に係る情報開示に関するプロジェクトは、このSFAS 133の公表をもって一端終結を迎えることになる<sup>(17)</sup>。

このように、企業が保有する金融商品の公正価値に係る情報の開示は注記からはじまったが、その後まもなく貸借対照表上の帳簿価額として利用されるようになった。金融商品に公正価値測定を導入した主たる目的は、貸借対照表上では明らかにされない企業の「隠された」債権および債務を表面化させ、貸借対照表情報を置き換えるところにあったといえる<sup>(18)</sup>。

公正価値測定を利用することによって企業が保有する資産および負債の実態を明らかにしようとする動きは、金融商品以外の財務諸表項目にも派生することになる。1995年に公表された財務会計基準ステートメント第121号「長期性資産の減損および処分予定の長期性資産の会計」<sup>(19)</sup>(以下、「SFAS 121」という)では、長期性資産に減損が発生した場合にその帳簿価額を公正価値にまで切り下げることが求められた。これは売却費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額として決定される回収可能価額が使用されるIASBの会計基準における取り扱いとも異なるものであった<sup>(21)</sup>。また、2000年に公表された概念フレームワーク第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の活動」<sup>(22)</sup>では、「近年、FASBは原初認識時の測定およびそれ以降の期末におけるフレッシュ・スタート測定の場合には、ほぼ例外なく公正価値が基本であることを明らかにしてきた」と述べられている。概念フレームワークは特定の項目または特定の取引における会計処理ではなく、すべての会計基準の設定に影響するものであり、そのような性格をもつ概念フレームワーク上でこのような言及がなされたことは注目し値する<sup>(24)</sup>。さらに、2001年に公表された財務会計基準ステートメント第141号「企業結合」<sup>(25)</sup>(以下、「SFAS 141」という)では、企業結合に際して被取得企業から取得した識別可能な資産および負債の原初測定を原則としてすべて公正価値で行うことが妥当であるとの見解が述べられており<sup>(26)</sup>、これは2007年に公表された改訂版SFAS 141「企業結合」<sup>(27)</sup>において実際のものとなった<sup>(28)</sup>。

米国証券取引委員会(United States Securities and Exchange Committee; 以下、「SEC」という)は、上場企業会計改革および投資者保護法<sup>(29)</sup>(以下、「SOX法」という)の定めに基づいて2003年に会計基準設定に関する研究報告を行っている。そこでは、米国の会計基準は過度に詳細なルールを擁しており、このために次の3つの問題が生じていると指摘されている<sup>(31)</sup>。

- ・会計基準には数多くのブライト・ライン・テストが含まれており、これらは財務エンジニアによって、基準に対してその精神を汲み取るのではなく表面的な準拠を行うための指針として利用されてしまう可能性がある。
- ・会計基準には、その基準の根底に意図されている原則に対して数多くの例外が含まれており、同様の経済的実態をもつ取引および事象に対する会計上の取り扱いに一貫性を欠く結果をもたらしている。
- ・会計基準を適用するにあたっては大量の詳細な指針が必要であり、これらによってその会計基準の適用に際しての複雑性および不確実性が生み出されている。

これらの要点をまとめると、会計基準が過度に詳細なルールを擁したものになっている結果、会計情報の同質性が損なわれているだけでなく、企業が会計基準に準拠することさえ困難になっており、またそれがために企業側の裁量的な会計操作を誘発する温床にもなっていると整理できるだろう。<sup>(32)</sup>

SECはこのような現状認識を背景として、会計基準の設定を基本目的思考(objectives-oriented)で行うべきであると提言した。この方針に基づいて会計基準設定を行った場合に生じる変化として、「FASBは、その測定属性としてより公正価値に依存した会計基準を公表することになるだろう」と述べている。<sup>(33)</sup>公正価値の特徴は、測定属性との関係よりもむしろこれが市場参加者側の立場を想定して見積もられた金額であるという点に求められる。企業側ではなく市場参加者側の立場を想定して見積もられる金額であれば、企業側の裁量的な会計操作を誘発する可能性を抑制できるからである。なお、ここでいう公正価値とは測定属性であるといっても、既存の概念フレームワークにおいて例示列挙されている測定属性<sup>(34)</sup>とはレベルが異なるものであることに留意しなければならない。FASBは、翌2004年に公表したSECのこの研究報告に対する回答において、「公正価値測定プロジェクトにおける長期的目標の一部として、FASBは目的適合性および信頼性の質的特徴が適切な測定属性の選択に対してどのように利用できるかについて検討するだろう」と述べられているからである。<sup>(35)</sup>公正価値測定プロジェクトにおいて測定属性の選択が検討されるということは、ここにいう公正価値が従来の測定属性に対する上位概念であることを意味する。<sup>(36)</sup>

以上、米国会計基準において公正価値測定が利用される対象が拡大した経緯について概観した。ここでは米国会計基準において公正価値測定が重視されるようになった理由として、第1に従来の原価ベースの測定のもとでは明らかにならない情報を貸借対照表において表面化させることが主眼に置かれたこと、第2にFASBが策定する会計基準に対して公的な権威を与えるSECが公正価値測定を利用した会計基準を支持したことを指摘した。企業が保有する金融商品について公正価値情報の開示が求められるようになった際も、SOX法を受けて公正価値測定を利用した会計基準が推奨されるようになった際も、企業側の活動または意図とは切り離された会計情報の提供こそが企業の経済状況の実態を開示することにつながると考えられていた

点が重要であるように思われる。

### 3. 収益認識のタイミングの決定規準

FASB が 2002 年より IASB と共同で取り組んできた収益認識プロジェクトにおいても、その当初は顧客との間で締結された契約の履行に伴って生じる収益の認識に際して公正価値測定を利用することが想定されていた。収益認識プロジェクトの立ち上げに際して FASB および IASB 双方のボードメンバーが出席した合同会議において、FASB のボードメンバーは皆、かかる収益の認識に際して公正価値測定を利用する方法に賛成していた<sup>(37)</sup>。

公正価値測定を利用する方法の最大の特徴は、収益認識のタイミングを企業側が裁量的にコントロールできなくなるところにあった。金融商品の場合とは異なり、顧客との間で締結された契約の履行に伴って生じる収益の総額は契約において確定しているため、残る問題は全部または一部をどのタイミングで認識するかであったのである。FASB の概念ステートメント第 5 号「営利企業における財務諸表における認識および測定」<sup>(38)</sup>（以下、「SFAC 5」という）では、収益の認識を実現および稼得の 2 つの要件が満たされた時点で行うこととされている。ここで実現とは所有する資産が現金または現金請求権と交換されることをいい、稼得とは財貨の引き渡し、用役の提供のような収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を事実上果たしたことをいうとされる<sup>(39)</sup>。このうち収益認識プロジェクトにおいて問題視されたのは、後者の稼得の要件の方である。FASB は SFAC 5 に基づいて 100 を超える会計基準を公表しており、そのそれぞれにおいて稼得の有無を判断するための規準を明らかにしていた。これらの規準はそれぞれその会計基準において対象とされる特定の項目または特定の業界に特化したものであったことから、会計基準が異なれば経済的に同様の取引であっても異なる会計処理が認められているような事態が発生していた<sup>(40)</sup>。FASB はその原因を稼得過程が正確に定義されていないことに求めたのである<sup>(41)</sup>。

収益認識に際して公正価値測定を利用するためには、その測定対象たる資産または負債が存在しなければならない。企業が顧客に対して引き渡す財は原価を構成するものであるから、その公正価値を収益認識に使用することはできない。また、顧客から支払われる対価の公正価値を収益認識に利用するとすると、実際に対価が支払われないかぎり収益を認識することができなくなり、発生主義の前提が崩れてしまう。そこで、収益認識プロジェクトでは、顧客との間で締結された契約から生じる顧客に対する代金請求権と顧客に対して契約上の約束を履行する義務をそれぞれ測定したうえで、それらを測定した差額（正味のポジション）を新たに契約上の資産または負債とみなすことにした<sup>(42)</sup>。代金請求権および履行義務の測定をともに公正価値で行い、その変動をもって収益を認識することにすれば、代金請求権および履行義務に対する市場参加者の評価が変化するに応じて、企業側の活動または意図とは無関係に収益が認識されることになる。この場合、企業側が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を事実上果たしたか否かを判断する余地がなくなるので、収益認識のタイミングを稼得の要件に委

ねることの問題は解消されるはずであった。

しかし、この方法は2006年に収益認識プロジェクトからはじめて公表された見解である討議資料の段階から棄却されている<sup>(43)</sup>。討議資料は、その理由として次の3つをあげている。

第1に、収益認識のタイミングが企業の活動実態と整合しない点である。契約上の資産または負債は、代金請求権と履行義務の公正価値をそれぞれ別個に測定したうえで求められる金額であり、通常、契約締結のために要したコストは契約代金に含まれるが履行義務には含まれないので、公正価値測定を利用する方法によれば、契約を締結しただけでその契約上の義務を果たさなくとも収益が認識される事態が生じることになる<sup>(44)</sup>。また、独占、寡占等の状況にあり価格決定力を有している企業においてこの方法が採用された場合、他の企業よりも価格がつけ上げられた部分（プレミアム）も契約が締結されると同時に収益として認識されることになる。

第2に、収益の認識を容易に行えなくなる点である。企業と顧客の間で締結された契約を果たすのはその契約を締結した企業自身であり、これが第三者に対して譲渡されることはほとんどないので、企業が果たすべき履行義務について市場参加者の立場から見積もられるべき公正価値を決定するのは容易ではなく、またその妥当性を検証することも著しく困難である<sup>(45)</sup>。

第3に、履行義務を適切に識別できなかった場合、契約締結時からその履行義務が充足されるまでの期間にわたって収益が過大に計上され続けるリスクがある点である<sup>(46)</sup>。

顧客との間で締結された契約の履行に伴って生じる収益の認識に際して公正価値測定を利用することができれば、金融商品の公正価値変動差額の損益認識まで含めた包括的な収益認識規準が確立できる可能性があった。しかし、公正価値測定を使用する方法が棄却された第1の理由をみるかぎり、概念フレームワークレベルならともかく、個々の会計基準レベルにおいて企業の活動実態を一切無視した「客観的な」タイミングで収益の認識が行われるような包括規準が認められる可能性は当面の間ないといってもよいだろう。

結局、収益認識プロジェクトでは、公正価値が変動したタイミングをもって収益の認識を行う方法ではなく、企業が契約上の約束を果たしたタイミングでこれに対応する契約代金の全部または一部を収益として認識する方法が選択された。この方法は討議資料において公正価値測定を利用する案の対案として示されたものであり<sup>(47)</sup>、その基本的な考え方は最終的な会計基準においてもそのまま採用される予定である<sup>(48)</sup>。

しかし、企業側が契約上の約束を果たしたタイミングをもって無条件で収益を認識させることとすれば、収益認識プロジェクトの当初からの目的であった収益認識のタイミングのコントロールを企業側から剥奪することが達成できなくなってしまう。そこで、収益認識プロジェクトでは公正価値測定に代わり、この契約上の約束を果たしたことを判断するための要件を設けることとした。その要件とは、企業が提供する財またはサービスに対して顧客が支配を獲得したことである<sup>(49)</sup>。SFAC 5では企業が義務を果たしたことを要件としているのに対して、収益認識プロジェクトではその結果として顧客の状況に実質的な変化が生じることまでが求められていることから、これを「売手の都合から顧客重視への転換<sup>(50)</sup>」とみる論者もある。

収益認識プロジェクトから2010年に公表された公開草案では、企業が提供する財またはサービスに対して顧客が支配を獲得した時点<sup>(51)</sup>を収益認識のタイミングとした理由として次の3つをあげている。

- 「(a) 両審議会における現行の資源の定義は、企業が資産を認識すべきまたはその認識を中止すべきタイミングを決定するために支配を用いている。[収益認識に関して——引用者] 提案している指針は資産の認識を中止するモデルとして捉えられることから、両審議会は現行の資産の定義を利用することとした。
- (b) リスクおよび報酬ではなく支配に焦点をあてることによって、財またはサービスが移転するタイミングに関して首尾一貫した意思決定を行うことができると考えられる。企業がリスクおよび報酬の一部を留保している場合、顧客に対して移転されている財またはサービスの所有に伴うリスクおよび報酬の優越性（またはその他の均衡関係）について企業自身が判断することは難しいだろう。したがって、財またはサービスの移転を判断するに際してリスクおよび報酬によるアプローチは経済的に同様の契約に対して異なる会計処理を導いてしまう可能性がある。
- (c) リスクおよび報酬によるアプローチは個々の履行義務の識別と矛盾する可能性がある。例えば、企業が顧客に対して製品を移転したが、その製品に関連するリスクの一部を留保している場合、リスクおよび報酬に基づく見積もりによれば、企業に対してリスクが解消した後でのみ充足される1つの履行義務しか識別させない結果をもたらすだろう。しかし、支配に基づく見積もりによれば、2つの履行義務（1つは製品に関するものであり、もう1つは一定額によるメンテナンスに関する合意といった残りのサービスに関するものである）を適切に認識できる。これらの履行義務は異なる時点において充足される。」

(a)は、収益認識プロジェクトにおいて、収益が資産の認識を中止した結果として生じるものと仮定されていることによるものである。ここでいう資産とは、討議資料における代金請求権と履行義務の差額としての契約資産のことではなく、顧客に対して提供する財またはサービスのことである。<sup>(52)</sup>国際会計基準第18号「収益」<sup>(53)</sup>（以下、「IAS 18」という）では財が販売される場合とサービスが提供される場合を区別して規定が設けられており、財とサービスがともに資産として取り扱われることに疑問がないわけではないが、<sup>(54)</sup>2012年に公表された改訂公開草案では、「財およびサービスは、例え瞬間的であったとしても、これらが受け取られた時点および使用された時点（これは多くのサービスの場合に該当する）においては資産である<sup>(55)</sup>」として、収益認識に際して財とサービスを区別する必要のないことが改めて強調されている。

(b)および(c)は、履行義務を識別する単位に関する議論である。リスクおよび報酬の移転を考慮する考え方はIAS 18において財の販売から生じる収益の認識規準として採用されているものであるが、<sup>(56)</sup>ここではその利用が棄却されている。リスクおよび報酬の移転を考慮する方法の

もとでは、企業側に重要なリスクおよび報酬が留保されている場合にその取引から生じる収益の認識を全面的に禁じている。収益認識プロジェクトが提案している収益認識モデルは、契約全体の収益を一度に認識するか否かではなく、これをその構成要素たる履行義務に分解し、個別にその充足を確認するものであるから、契約全体が1つのものとして取り扱われるこの方法は採用されなかった。また、IAS 18 では、企業がサービスを提供する場面においてこのリスクおよび報酬の移転の要件が考慮されていない<sup>(57)</sup>。この点も、財の販売とサービスの提供を一元的に処理しようとする収益認識プロジェクトの構想のもとでは不都合であった可能性がある。

ただし、リスクおよび報酬の移転を考慮する考え方は、支配の移転の考え方と必ずしも対立するものではない。IAS 18 ではほとんどの場合リスクおよび報酬の移転が所有権の移転と同に行われるとされているし<sup>(58)</sup>、改訂公開草案でも支配の移転を補完するための指針としてリスクおよび報酬の移転を追加しても、リスクの移転に基づいて財またはサービスの移転を決定するという基本原則は変わらないと整理しているためである<sup>(59)</sup>。

企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を事実上果たしたこととして説明される稼得概念には、何をもって「ふさわしい」とするのか、何をもって「事実上」とするのかについて解釈の余地が多分に許される余地が存在した。以上のように、収益認識プロジェクトでは公正価値測定を利用した収益認識モデルが採択されることはなかったが、企業が保有する財またはサービスに対する支配の移転という稼得過程の判断基準が示されたことにより、稼得の有無に係る解釈の余地を狭め、財務報告を行う企業の独善的な収益認識を制約するという当初の目的は完全な形ではないにしても達成されたとみなすことができるだろう。換言すれば、収益認識プロジェクトにおける議論の変遷は、企業側の裁量に基づく収益認識への対抗策として、収益認識のタイミングを決定するための第三者的指標が市場参加者の側から顧客の側に転換された過程として理解できるように思われる。

#### 4. 資産負債観と公正価値会計の非関連性

収益認識プロジェクトにおいて公正価値測定を利用した収益認識モデルが棄却されたことは、FASB が抱いていた公正価値測定重視型会計基準に対する過大な期待が崩れつつあることを意味しているように思われる。

企業が保有する金融商品の公正価値に関する情報を開示させるようになって以降、FASB は公正価値の測定可能性についてあえて疑問を差し挟むことはしなかったし、市中からこの点を疑問視または問題視するコメントが寄せられた際にも、公正価値の測定は可能であるという姿勢を崩さなかった。例えば、保有する金融商品の公正価値に関する情報を注記において開示することがはじめて要請された SFAS 107 では、その開示が公正価値を容易に (practicable) 見積もることができる場合に限定されているが<sup>(60)</sup>、「審議会は、市場性が低い金融商品であっても企業が公正価値の合理的な見積もりを行うことが容易である場合がほとんどである<sup>(61)</sup>」としており、この記述からは FASB が容易に公正価値を測定できない場合をあくまでも例外的



な状況にすぎないものと捉えていることがわかる。また、長期性資産の減損について定めた SFAS 121 も、「審議会は、本ステートメントの対象のうち活発な市場において市場相場価格がつけられていない特定の種類の資産の公正価値を決定することには実務上の問題があるかもしれないことを認識している<sup>(62)</sup>」としながらも、「特定の状況のもとでは、過剰なコストを負担することなしに入手できる唯一の情報が当該資産を使用することによる企業の期待将来キャッシュ・フローとなることを理解している<sup>(63)</sup>」として公正価値の使用を認めている。これらの見解を踏まえれば、収益認識プロジェクトにおいて公正価値測定を利用した収益認識モデルが棄却された理由の1つとして履行義務に係る公正価値を決定することの難しさがとりあげられたのは、これまでの FASB の考え方からすれば特異的であるといえる<sup>(64)</sup>。

公正価値情報の有用性に関してもこのような FASB の姿勢の変化を窺い知ることができる。SFAS 157 では、観察可能なインプットが存在しない場合に企業自身が有する情報に基づいて見積もられたレベル3の公正価値に対してその金額が実際の経済現象を忠実に表現したものであるかについて疑問が寄せられていたが、これは概念フレームワークプロジェクトにおける適切な測定属性の選択に関連する識閥の問題であるとしてその対応が繰り延べられている<sup>(65)</sup>。かかる問題に関する概念フレームワークプロジェクトの議論は2010年に中断されたが、SFAS 157の規定は依然として有効である。2008年に公表された収益認識に係る討議資料において、仮に履行義務の公正価値を測定でき、かかる情報の有用性が高く評価されたとしても、コスト・ベネフィットを考慮すればその妥当性は否定されるとされている<sup>(66)</sup>、これは SFAS 157 において示された見解に照らしてどのように考えればよいのだろうか。

公正価値測定を資産負債観と密接不可分のものとみる見解がとりわけ経済学的観点から主張されることもあるが、公正価値の測定可能性および情報有用性について限界が認識されるようになった以上、ここで両者の関係について改めて整理しておく必要があるだろう。資産負債観について必ずしも統一された定義は存在しないが、ここでは FASB の会計基準設定において実質的な影響力を及ぼしていると考えられる SEC の研究報告書において整理された内容を前提として議論をすすめることにしたい。

研究報告書では、資産負債観のもとにおいて、「会計基準設定主体は、特定の取引に関する会計基準を設定する際、第1に取引から生じる資産および負債を定義し、その測定額を特定化することを試みる<sup>(67)</sup>」としたうえで、その取引から生じる収益を「その資産および負債の変動に基づいて決定<sup>(68)</sup>」すると説明している。これに対して、収益費用観のもとにおいては、会計基準設定主体が「特定の取引に関連する収益および費用を直接測定し、認識することを最優先する基準を設定する<sup>(69)</sup>」としている。

研究報告書によれば、これらは経済学的観点から考えれば同じ結果をもたらすものであるが、会計基準を設定する観点から考えれば両者には大きな違いがあるという<sup>(70)</sup>。研究報告書は、その理由について収益費用観のもとでは会計基準の設定がさまざまなレベルにおいて設定できるが、資産負債観のもとではこのような会計基準設定レベルの多様性の問題は生じないためであ

ると説明している。<sup>(71)</sup>ここで会計基準設定レベルとは、会計基準上の規定の抽象度の高さのことを意味しており、稼得および実現という基本的認識規準のレベルと個別の取引または業界を前提として狭く定義された要件と対比されている。<sup>(72)</sup>

このように、研究報告書における資産負債観の説明では、収益の認識を「資産および負債の変動に基づいて決定」するとされているのみであり、「資産および負債の測定額の変動に基づいて決定」するとされているわけでない。また、資産負債観と収益費用観との差異に関する説明も会計基準において許容される抽象度の程度の違いを明らかにしようとするものであり、測定属性間の優劣を比較しようとするものではない。したがって、少なくとも研究報告書上の記述に基づくかぎり、FASBにおいて資産負債観が支持されたのは会計上の認識のタイミングおよび会計基準の抽象度の範囲を限定する観点を考慮したためであって、必ずしも公正価値情報の有用性を考慮したためではないと解するべきである。同様に、研究報告書においてFASBがより公正価値に依存した会計基準の設定を行うと予測されているのも、公正価値情報の有用性というよりはむしろ会計認識のタイミングに着目したためであると解するべきである。この研究報告がエンロン事件等の会計不正を発端として起草されたSOX法に基づいて行われていることを踏まえれば、このような解釈は不自然なものではないだろう。

FASBの会計基準において公正価値測定が利用される場面が拡大してきたことは、企業が主体的に行う取引の結果だけではなく、企業外部から観察可能な環境要因についても財務諸表上で認識させようとする考え方があった。収益認識プロジェクトにおける結論はこの過程に逆行するものであり、少なくとも顧客との間で締結された契約上の約束を履行することに伴って生じる収益の認識に際しては、このような過程が支持されないことを意味する。金融商品の公正価値情報の開示が要求されるようになった経緯を踏まえれば、それが例え会計不正を受けての過剰な反応であったとしても、多くの金融商品に対する公正価値による再評価とその評価差額の損益計上がこの段階で改めて取り下げられることは考えがたい。企業が主体的となって行われる取引による変化と環境要因の変化の2つが財務諸表上で描写しようとする実態の違いに応じて使い分けられる状況は、今後も継続することになるだろう。

## 5. おわりに

米国会計基準において公正価値測定が利用される場面が拡大してきたのは、貸借対照表上において明らかにされていない企業の実態を表面化させることにあった。FASBはこの考え方を収益の認識に際しても利用しようとしたが、これは受け容れられなかった。その理由は、公正価値を利用することによって収益認識のタイミングを客観的に決定することよりも企業の主体的な活動の進行状況に応じて逐次収益を認識することが支持されたためである。収益認識プロジェクトにおけるこの結果は、公正価値情報に有用性は認められるとしても、その有用性は認識のタイミングの問題に優先しないという関係性を明らかにした。FASBが会計基準設定に際して基本としている資産負債観を測定の問題と直接的に関連づける見解もあるが、両者を切り

離して理解した方が FASB の会計基準設定の現状を適切に把握できるだろう。ただし、発生主義会計における収益認識のタイミングにも企業が主体的に活動を行った時点と市場価格等の環境要因が変化した時点の2つがある。この2つには絶対的な優先劣後関係は存在せず、財務諸表を通じて報告しようとする内容に応じて使い分けるべきとするのが現状である。

FASB とともに収益認識プロジェクトをすすめてきた IASB は、2010 年以降中断されていた概念フレームワークの見直しを IASB 単独のプロジェクトとして再開し、2013 年には新たな討議資料「財務報告に係る概念フレームワークの再検討」<sup>(73)</sup>を公開している。ここでは「すべての資産および負債を同一の基礎に基づいて測定することを勧告しない」<sup>(74)</sup>とされており、その理由として資産および負債の性質およびその保有目的がさまざまであることがあげられている<sup>(75)</sup>。また、現行の概念フレームワークでは取り上げられていない事業モデル概念(business model concept)についても言及されており、企業の活動実態を測定基礎の選択規準として利用することが示唆されている<sup>(76)</sup>。FASB における概念フレームワークプロジェクトは中断されたままであり、これがどの程度 FASB の概念フレームワークプロジェクトの進展に影響を及ぼすものであるか未知数であるが、既存の測定属性に対する上位概念としての公正価値をもって測定尺度を包摂できないとすれば、このような対処方法が FASB においても検討される余地はあるだろう。

本論文は、公正価値測定が収益認識のタイミングに及ぼす影響について焦点をあてて検討したものであり、公正価値の測定尺度としての性質を直接議論したものではない。また、資産負債観に対しては本論文中で利用した SEC の見解の他にも多様な見方が存在するが、本論文ではそれに対して包括的な評価を下していない<sup>(77)</sup>。これらの限界については、別稿をもって改めて検討することとしたい。

#### (注)

- (1) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No.1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board, Nov. 1978 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年)。
- (2) *Ibid.*, par. 44.
- (3) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8: Conceptual Framework for Financial Reporting; Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, Financial Accounting Standards Board, Sep. 2010, par. OB17.
- (4) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (1), par. 44.
- (5) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Sep. 2006.
- (6) ここにおいて「隠された」とカギ括弧書きで示したのは、企業が恣意的に隠蔽したものという意味だけではなく、本来は会計手続上の問題で表面化してないにもかかわらず、情報利用者が企業によって隠蔽されたと誤認してしまったものという意味を含めるためである。後者が該当するケースには、例えば企業がその保有する債券の評価に際して償却原価法を適用した場合などが考

えられる。

- (7) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 107: Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 1991.
- (8) 高寺貞男・草野真樹「公正価値概念の拡大——その狙いと弱み」大阪経大論集, 第55巻第2号, 2004年7月, 252-253頁。
- (9) Financial Accounting Standards Board, *Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Recognition and Measurement of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board, Nov. 1991, par. 9.
- (10) *Ibid.*, par. 10.
- (11) *Ibid.*, par. 40.
- (12) *Ibid.*, par. 43.
- (13) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Financial Accounting Standards Board, May 1993.
- (14) *Ibid.*, pars. 6-14.
- (15) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Standards Board, June 1998.
- (16) *Ibid.*, pars. 17-19.
- (17) ただし, 1999年にはその次なるステップとして金融商品に係る公正価値情報の開示に関するプロジェクトが再開されており (Financial Accounting Standards Board, *Preliminary Views on Major Issues Related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 1999, pars. 4-7), その検討は今日もなお継続されている。
- (18) なお, 金融商品を公正価値で再評価したことに伴って発生する評価差額は, 企業が当該金融商品を保有する目的に応じて異なる形で処理しなければならないが (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (13), pars. 13-14), これは公正価値会計の論理から直接導出されるものではない (Mary E. Barth and Wayne R. Landman, “Commentary: Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 4, Dec. 1995, p. 104)。
- (19) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 121: Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, Financial Accounting Standards Board, May 1995.
- (20) *Ibid.*, par. 7.  
SFAS 121では, 公正価値との比較対象として回収可能価額に関する議論も行われているが, ここでいう回収可能価額とは割引前の将来キャッシュフローの総計を意味しており (*ibid.*, par. 77), 国際会計基準における回収可能価額とは異なるものである。SFAS 121において公正価値が支持された理由は, これが容易に理解できるものであり, またその情報を容易に入手できるためであるとされている (*ibid.*, par. 72)。
- (21) International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards 36: Impairment of Assets*, IFRS Foundation, 2012 (originally issued in 1998 by International Accounting Standards Committee), pars. 6 and 59.
- (22) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Feb. 2000 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年)。

- (23) *Ibid.*, par. 7.
- (24) FASBにおける概念フレームワークの意義については、広瀬義州『会計基準論』中央経済社、1995年、第3章を参照されたい。
- (25) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141: Business Combinations*, Financial Accounting Standards Board, June 2001.
- (26) *Ibid.*, pars. B99-B103.
- (27) Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007): Business Combinations*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 2007.
- (28) *Ibid.*, par. 20.
- (29) Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002.
- (30) Office of the Chief Accountant and Office of Economic Analysis of United States Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, United States Securities and Exchange Commission, July 2003.
- (31) *Ibid.*, I, A.
- (32) 米国において原則主義アプローチが選択されるに至った経緯については、真田正次「会計基準における原則主義アプローチの経済的影響——実証研究の成果——」経営研究、第64巻第1号、2013年5月を参照されたい。なお、この文献では、一言で原則主義といってもそこには多様な解釈が存在することが指摘されている。
- (33) Office of the Chief Accountant and Office of Economic Analysis of United States Securities and Exchange Commission, *op. cit.*, *supra* note (30), III, I, i.
- (34) SFAC 5では、「現行の会計実務において用いられ」ている5つの測定属性（歴史的原価、現在原価、現在市場価値、正味実現可能価額および将来のキャッシュ・フローの現在価値）が列挙されている（Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 1984, pars. 67-70）。
- (35) Financial Accounting Standards Board, *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, Financial Accounting Standards Board, July 2004, p. 8.
- (36) SFAS 157において説明されている公正価値の測定指針は現在市場価値および将来キャッシュ・フローの現在価値が内包されたものになっており（Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (5), par. 18）、またSFAS 157では取得時における原価（*ibid.*, pars. 16-17）および現在市場価値の代替値としての現在原価（*ibid.*, par. 18）の使用も容認されている。公正価値を現在価値等の測定属性の上位概念として位置づける考え方は、1997年に公表された公開草案「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の活用」においてFASBが選択したものであり、これは当時の会計実務において受け入れられていた考え方では必ずしもなかった（角ヶ谷典幸「現在価値観の転換——公正価値会計の台頭とその影響——」会計、第170巻第4号、2006年10月、108-110頁）。
- (37) Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2003 Tripartite FASB/IASB/AcSB Board Meeting: Revenue Recognition-Measuring Performance Obligations*, Financial Accounting Standards Board, Oct. 2003, p. 2.
- (38) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (35)（平松一夫・広瀬義州『FASB財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社、2002年）。

- (39) *Ibid.*, par. 83.
- (40) Financial Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 2008, par. 1.3.
- (41) *Ibid.*, pars. 1.3-1.6.
- (42) *Ibid.*, pars. 2.23-2.28.
- (43) *Ibid.*, pars. 5.17-5.24.
- (44) *Ibid.*, par. 5.18.

例えば、契約価格と公正価値が一致すると仮定したうえで、顧客との契約価格が100、このうち契約締結のために要したコストが5あるとすれば、代金請求権が100、履行義務が95となるので、契約上の資産は5（代金請求権100－履行義務95）となる。これを資産計上する場合、次のような仕訳が必要となる。

(借) 契約資産      5                      (貸) 収      益      5

- (45) *Ibid.*, pars. 5.21-5.22.
- (46) *Ibid.*, par. 5.23.
- (47) *Ibid.*, pars. 5.28-5.31.
- (48) International Accounting Standards Board, Staff Paper: Effects of Joint IASB and FASB Redeliberations on the November 2011 Exposure Draft Revenue from Contracts with Customers, IFRS Foundation, Feb. 2013. (Available at IASB Website “IASB and FASB update the Summary of Redeliberations Decisions Staff Paper-February 2013” [URL: <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Revenue-Recognition/Project-news-history/Pages/Redeliberations-February-2013.aspx>])
- (49) Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update: Revenue Recognition (Topic 605), Revenue from Contracts with Customers*, Financial Accounting Standards Board, June 2010, par. 25.
- (50) 藤田敬司「収益認識規準の構造的変革」社会システム研究, 第23号, 2011年9月, 11頁。
- (51) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (49), par. BC60.
- (52) *Ibid.*, par. 27.
- (53) International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards 18: Revenue*, IFRS Foundation, 2012 (originally issued by the International Accounting Standards Committee in Apr. 1993), par. 13.
- (54) 収益の認識をこれに関連する資産の認識を中止したタイミングで行うとするならば、履行義務が充足される前から当該資産が貸借対照表上で認識されている必要がある。購入時に取得原価によって認識されている財の場合とは異なり、自社が顧客に対して提供するサービスは第三者から取得するものではなく、履行義務が充足される前に資産として認識されているわけではない。公正価値測定を利用して収益の認識を行おうとする考え方とは異なり、あくまでも資産の認識の中止は収益認識のタイミングを決定するにすぎないものなので、企業が提供するサービスが履行義務の充足の前から金額ゼロで資産として認識されていると措定することは可能であるが、この場合も当該サービスが資産の定義を満たすものであるかについては慎重な判断を要するものと思われる。収益認識プロジェクトと併行してすすめられている概念フレームワークプロジェクトでは資産の定義を変更することが提案されており (Financial Accounting Standards Board, *FASB Action Alert—October 20, 2008 Joint Meeting*, Financial Accounting Standards Board, Oct. 2008, p. 2; International Accounting Standards Board, *Discussion Paper DP/2013/1: A Review of the Conceptual*

*Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation, July 2013, pars. 2.6-2.12), その判断はこの概念フレームワークプロジェクトの検討結果と併せて行わなければならないだろう (概念フレームワークプロジェクトと収益認識プロジェクトの関係については, FASB Website: Project Update: Conceptual Framework—Elements and Recognition [last updated Mar. 15, 2010] を参照されたい [URL: [http://www.fasb.org/project/cf\\_phase-b.shtml](http://www.fasb.org/project/cf_phase-b.shtml)])。

(55) Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update: Revenue Recognition (Topic 605)*, *Revenue from Contracts with Customers: Proposed Amendments to the FASB Accounting Standards Codification*, Financial Accounting Standards Board, Jan. 2012, p. 73.

(56) International Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (53), par. 14a.

(57) *Ibid.*, par. 20.

(58) *Ibid.*, par. 15.

また, リスクおよび報酬の要件と支配の移転の要件の関係については, Henry Rees, 山田辰己, 鈴木理加, 竹村光広「完成間近! 収益認識プロジェクトに関するインタビュー——IASBのHenry Rees氏を迎えて——」会計・監査ジャーナル, 第25巻第7号, 2013年8月, 32-33頁も参照されたい。

(59) International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions Exposure Draft ED/2011/6 A Revision of ED ED/2010/6 Revenue from Contracts with Customers*, IFRS Foundation, Nov. 2011, par. BC107.

(60) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (7), par. 10.

(61) *Ibid.*, par. 46.

(62) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (19), par. 75.

(63) *Ibid.*

(64) なお, 公正価値測定を利用した会計基準において見積もられる公正価値の妥当性の立証を求められるのは, 会計基準を設定したFASBではなく専門の評価鑑定人であるとの指摘がある。評価鑑定人が専門家としての判断に基づいて下した評価の是非に対して監査人を含む第三者が口を挟むことは難しいうえ, 評価鑑定人自身もその正確さを証明することはできないという (Alfred M. King, “What SFAS 157 does, and does not, accomplish,” in Peter Walton eds., *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge: UK, 2007, pp. 27-30)。

(65) Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (5), par. C87.

(66) この点について, 討議資料では, 「両審議会は, 現在出口価格を使用した財務情報の意思決定有用性がどれだけ高まったとしても, これはその結果生じるコストを正当化するに足るものにはならないであろうと考えている」と述べられている (Financial Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (49), par. 5.21)。

(67) Office of the Chief Accountant and Office of Economic Analysis of United States Securities and Exchange Commission, *op. cit.*, *supra* note (30), III, B.

(68) *Ibid.*

(69) *Ibid.*

(70) *Ibid.*

IASBにおいて2001年から2006年までボードメンバーを務めたウィットントン氏 (Geoffrey Whittington) によれば, FASBおよびIASBのボードメンバーの多くがこの経済学的観点からの公正価値測定の利用を支持していたという (Geoffrey Whittington, “Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View,” *ABACUS*, Vol. 44, No. 2, 2008, p. 157)。この考え

方のもとでは、公正価値こそが目的適合性を有する測定属性となり、原価は適切な測定値を提供しないことになるという (*ibid.*, p. 158)。

(71) Office of the Chief Accountant and Office of Economic Analysis of United States Securities and Exchange Commission, *op. cit.*, *supra* note (30), III, B.

(72) なお、研究報告書では、稼得および実現のレベルと業界基準のレベルが比較されているが、前者は概念フレームワークの範疇に属するものであり、厳密には会計基準の問題ではない (*ibid.*)。

(73) International Accounting Standards Board, *Discussion Paper DP/2013/1: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation, July 2013.

(74) *Ibid.*, par. 6.14.

IASB のシニア・ディレクターのティシェイラ氏 (Alan Teixeira) によれば、一度は公正価値が唯一の基礎であるべきだと主張していた IASB の議長であるフーガーホースト氏 (Hand Hoogervorst) の考え方が変わった可能性を示唆している (Alan Teixeira, 川村義則, 竹村光広「IASB シニア・ディレクター Alan Teixeira 氏に訊く IASB 概念フレームワーク・プロジェクトの動向」*会計・監査ジャーナル*, 第 25 巻第 4 号, 2013 年 4 月, 18 頁)。なお、IASB では測定に利用する尺度のことを測定基礎 (measurement basis) とよんでおり、これは FASB における測定属性と基本的に同義である (International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation, Sep. 2010, pars. 4.54-4.56)。

(75) International Accounting Standards Board, *op. cit.*, *supra* note (73), pars. 6.11-6.14.

(76) *Ibid.*, par. 9.33a.

(77) IASB 議長のフーガーホースト氏は、2012 年 11 月に資産負債観と収益費用観の二元的対立関係の融和を図ることを目的として提唱されたホリスティック観を前提としたスピーチを行っている。なお、このホリスティック観に対しては「IASB の妥協」であるとする論者もいる (向伊知郎「IASB の妥協とホリスティック観」*企業会計*, 第 65 巻第 8 号, 2013 年 8 月, 4 頁)。

## 参考文献

Barth, Mary E. and Wayne R. Landman, “Commentary: Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting,” *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 4, Dec. 1995.

Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board, Nov. 1978 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002 年)。

Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 1984 (平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002 年)。

Financial Accounting Standards Board, *Discussion Memorandum: An Analysis of Issues Related to Recognition and Measurement of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board, Nov. 1991.

Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 107: Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 1991.

Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, Financial Accounting Standards Board, May 1993.



- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 121: Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, Financial Accounting Standards Board, May 1995.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Financial Accounting Standards Board, June 1998.
- Financial Accounting Standards Board, *Preliminary Views on Major Issues Related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 1999.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 7: Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Feb. 2000(平松一夫・広瀬義州『FASB 財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年).
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141: Business Combinations*, Financial Accounting Standards Board, June 2001.
- Financial Accounting Standards Board, *Minutes of the October 22, 2003 Tripartite FASB/IASB/AcSB Board Meeting: Revenue Recognition-Measuring Performance Obligations*, Financial Accounting Standards Board, Oct. 2003.
- Financial Accounting Standards Board, *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, Financial Accounting Standards Board, July 2004.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 157: Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board, Sep. 2006.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Standards No. 141 (revised 2007): Business Combinations*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 2007.
- Financial Accounting Standards Board, *FASB Action Alert—October 20, 2008 Joint Meeting*, Financial Accounting Standards Board, Oct. 2008.
- Financial Accounting Standards Board, *Discussion Paper: Preliminary Views on Revenue Recognition in Contracts with Customers*, Financial Accounting Standards Board, Dec. 2008.
- Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update: Revenue Recognition (Topic 605) , Revenue from Contracts with Customers*, Financial Accounting Standards Board, June 2010.
- Financial Accounting Standards Board, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 8: Conceptual Framework for Financial Reporting; Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information*, Financial Accounting Standards Board, Sep. 2010.
- Financial Accounting Standards Board, *Exposure Draft: Proposed Accounting Standards Update: Revenue Recognition (Topic 605) , Revenue from Contracts with Customers: Proposed Amendments to the FASB Accounting Standards Codification*, Financial Accounting Standards Board, Jan. 2012.
- International Accounting Standards Board, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation, Sep. 2010.
- International Accounting Standards Board, *Basis for Conclusions Exposure Draft ED/2011/6 A Revision of ED/2010/6 Revenue from Contracts with Customers*, IFRS Foundation, Nov. 2011.
- International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards 18: Revenue*, IFRS Foundation,

- 2012 (originally issued in Apr. 1993 by the International Accounting Standards Committee).
- International Accounting Standards Board, *International Accounting Standards 36: Impairment of Assets*, IFRS Foundation, 2012 (originally issued in 1998 by International Accounting Standards Committee).
- International Accounting Standards Board, *Disussion Paper DP/2013/1: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IFRS Foundation, July 2013.
- King, Alfred M., “What SFAS 157 does, and does not, accomplish,” in Peter Walton eds., *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge: UK, 2007.
- Office of the Chief Accountant and Office of Economic Analysis of United States Securities and Exchange Commission, *Study Pursuant to Section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, United States Securities and Exchange Commission, July 2003.
- Whittington, Geoffrey, “Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View,” *ABACUS*, Vol. 44, No. 2, 2008.
- Rees, Henry, 山田辰己, 鈴木理加, 竹村光広「完成間近！収益認識プロジェクトに関するインタビュー——IASBのHenry Rees氏を迎えて——」会計・監査ジャーナル, 第25巻第7号, 2013年8月。
- Teixeira, Alan, 川村義則, 竹村光広「IASB シニア・ディレクター Alan Teixeira氏に訊く IASB 概念フレームワーク・プロジェクトの動向」会計・監査ジャーナル, 第25巻第4号, 2013年4月。
- 真田正次「会計基準における原則主義アプローチの経済的影響——実証研究の成果——」経営研究, 第64巻第1号, 2013年5月。
- 高寺貞男・草野真樹「公正価値概念の拡大——その狙いと弱み」大阪経大論集, 第55巻第2号, 2004年7月。
- 角ヶ谷典幸「現在価値観の転換——公正価値会計の台頭とその影響——」会計, 第170巻第4号, 2006年10月。
- 広瀬義州『会計基準論』中央経済社, 1995年。
- 藤田敬司「収益認識規準の構造的変革」社会システム研究, 第23号, 2011年9月。
- 向伊知郎「IASBの妥協とホリスティック観」企業会計, 第65巻第8号, 2013年8月。